

年金を毎月支給することを求める意見書

厚生労働省は、2013年から今までの5年間で年金を3.6%も目減りさせた。更に、マクロ経済スライドを使って、これから30年余も年金を削減させようとしている。

年金はそのほとんどが消費にまわるため、年金削減は当該自治体の財政にも大きく影響を与えることとなる。

一昨年臨時国会で年金受給資格期間が25年から10年に短縮され、約64万人の無年金者が年金を受給できるようになったが、年金の毎月支給に関しては、相変わらず、頑なな態度をとり続けている。

市民の暮らしは、生活費（光熱水費、電話料や新聞購読料など）は月単位での支払いが求められることなど、どの家庭も家計はヶ月単位で営まれていることから、年金を毎月支給することについて改めて強く要望するものである。

年金額の実質的低下に加え、消費税などの増税、公共料金のアップ、医療、介護の自己負担の増額、物価上昇など国民の生活維持・向上どころか圧迫・疲弊の一途を辿っている現在の状況の中で、国においては、国民の命と暮らしを守り、人間としての尊厳を守る年金制度の確立に向けた施策の実施を強く要望する。

以上の趣旨から、下記事項について地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 隔月支給となっている年金を国際水準である毎月支給に改めること。

平成30年3月20日

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 加藤勝信様

福島県二本松市議会議長 野地久夫